

令和8年5月

農 業 委 員 会
総 会 議 事 録

令和8年5月7日
武雄市農業委員会

令和8年5月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和8年5月7日（水）
 （開会）13時30分 （閉会）14時15分

2. 場 所 東川登公民館会議室

3. 農業委員出席状況 出席者16人 欠席者3人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		11	古川さゆり	○	
2	松尾 初秋	○		12	原田 宗喜	○	
3	松尾 隆博	○		13	松岡 知子	○	
4	岩橋 久美		○	14	井手 広夫	○	
5	中村 和仁	○		15	田栗 由紀男	○	
6	池田 有	○		16	渡邊 千枝子	○	
7	田代 了三	○		17	澤井 富二郎		○
8	笠原 勝廣	○		18	坂口 友久		○
9	原口 保徳	○		19	相原 經憲	○	
10	川口 敏広	○					

4. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	7件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	2件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第4号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について	1件
議案第5号	農用地利用集積等促進計画（案）について	
議案第6号	武雄市非農地証明願について	1件

5. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局

定刻になりましたので、令和8年5月の農業委員会総会を始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日は、会長の岩橋会長の欠席届けが出ています。

あと、委員のほうで17番澤井富二郎委員、18番坂口友久委員より欠席の届出があっております。

欠席者3名ということで、在任委員の過半数以上の出席となっております。

農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本日の総会は成立をいたしております。

会長欠席のため、会長代理が議長となりますので、大島代理により議事進行をお願いします。

会長代理 (農業情勢等の報告等については省略)

ただ今から、令和 8 年 5 月の武雄市農業委員会総会を開会します。

本日の議事録署名人に、5 番 中村 和仁 委員、13 番 松岡 知子 委員を指名します。

今回は、議案第 1 号から第 6 号までの審議をお願いいたします。

発言される委員の方は、挙手のうえ番号を言って、議長の発言許可を受けてから、発言をしてください。

それでは、議案審議に入ります前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局 4 月総会審議後の転用許可状況について報告。

会長代理 事務局から報告がありましたが、皆様からお尋ね等ございませんか。

(質疑なし)

会長代理 特にないようでございますので、議案審議に入ります。

《議案第 1 号 農地法第 3 条 許可申請》

会長代理 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請を議題といたします。

農地法第 3 条の規定による許可申請が 7 件提出されています。

この議案について、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局 議案第 1 号についてご説明いたします。資料は、議案書の 1 ページからです。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請です。

申請番号 1 番です。土地は〇〇町の畑 2 筆で 346 m²です。申請事由です。譲渡人、市外に住んでいるため耕作・管理することができない。譲受人、住宅と同時に農地を購入し、管理する。農地の価格は、2 筆で〇〇円です。

申請番号 2 番です。土地は〇〇町の畑 2 筆の 3,696 m²です。申請事由です。譲渡人、県外に住んでおり耕作してもらっていたが、現在耕作している譲渡人に譲ることにした。譲受人、現在申請地を耕作しており、引き続き耕作・管理する。土地の価格は発生しておりません。

申請番号 3 番です。土地は〇〇町の田 2 筆の 2,262 m²です。申請事由です。譲渡人、宅地と隣接する農地を譲ることにした。譲受人、宅地と隣接する農

地を譲り受け、稲作をして管理する。土地の価格は宅地とセットのため不明となっています。

申請番号 4 番です。土地は〇〇町の田 1 筆の 1,275 m²です。申請事由です。譲渡人、耕作している農地から離れており、耕作・管理することができない。譲受人、申請地は、現在耕作している田の近くで耕作しやすい。、農地の価格は発生しておりません。

申請番号 5 番です。土地は〇〇町の畑 2 筆の 494 m²です。申請事由です。譲渡人、耕作している農地から離れており、耕作・管理することができない。譲受人、自宅の前で耕作しやすい。農地の価格は発生しておりません。

申請番号 6 番です。土地は〇〇町の田 1 筆で 851 m²です。申請事由は、譲渡人、農業を縮小するため譲ることにした。譲受人、自宅に近く耕作しやすい。ということで、農地の価格は〇〇円です。

申請番号 7 番です。土地は〇〇町の田 4 筆の 3,946 m²です。申請事由は、譲渡人、県外に居住しているため、耕作・管理することができない。譲受人、自宅から近く耕作しやすい。農地の価格は 4 筆で〇〇円です。

以上 7 件につきまして、農地法第 3 条許可の判断基準を満たしていると判断いたします。事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく願います。

会長代理 議案の説明が終わりました。この 7 件について、地元委員さんからの補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。何かございませんか。

〇〇番 申請番号 2 番です。譲渡人のお父さんがみかんを作っておられたが、高齢で施設に入所され管理することができないということで、譲受人が耕作管理をされていたということで、それを譲り受けるということです。

〇〇番 申請番号 1 番です。譲渡人が〇〇市居住で両親とも亡くなられて、地元には戻ってこないということで宅地と家屋があり裏手に 255 m²、表側に 91 m²あり、譲受人が引き続き管理するという事です。

会長代理 地元委員の補足説明も特にございませんので、質疑を始めます。ご意見、ご質問等あれば出していただきたいと思います。何かございませんか。

〇〇番 申請 3 番ですが、〇〇と記載されてますが会社名なんですか、会社とするならば宅地と隣接する農地とあるが、宅地に会社が来るのですか。お尋ねします。

事務局 ○○とは○○在住の○○で、宅地を購入したい。今回申請箇所は、宅地内を通過してしか農地に行けない状況であるため農地も譲渡したいということです。

○○番 今の件ですが、新規就農者であるので営農計画が必要であるが、出されていますか。

事務局 出されています。

(質疑なし)

会長代理 他に質疑も無いようですので質疑をとどめます。議案第1号 農地法第3条の規定による7件の許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会長代理 異議なしと認めます。よって、議案第1号 農地法第3条の規定による7件の許可申請については、許可することに決しました。

《議案第2号 農地法第4条 許可申請》

会長代理 次に議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第4条の規定による許可申請が2件提出されております。この議案について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。資料は3ページになります。

申請番号1番、土地は○○町の田1筆404㎡、畑1筆829㎡。合計で1,233㎡です。申請事由です。耕作管理ができなくなっていた申請地について、クヌギを植樹して自家用の薪を採取したい。クヌギを220本植林される予定です。植林をされる農地敷地内に薪割場が造られています。それは令和4年5月頃に造られているため、始末書が添付されています。2筆については農振除外済で、工事完了時期は許可後3ヶ月後です。

申請番号2番、土地は○○町の田1筆1,086㎡、畑1筆416㎡、合計1,502㎡です。申請事由です。高齢で後継者がいないため耕作をやめて、平成24年2月頃にクヌギを植林した。ということで始末書が添付されています。植林はクヌギを375本植林されています。2筆については農振除外済で工事は完了しています。以上2件の農地区分該当事項と許可基準の該当事項は、議案書記載のとおりです。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長代理 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明があればお願いいたします。その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

会長代理 補足説明ありませんか。無いようですので、質疑を開始いたします。何かございませんか。

会長代理 何かございませんか。

(質疑なし)

会長代理 他に質疑も無いようですので、議案第2号の質疑をとどめます。
議案第2号 農地法第4条の規定による2件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会長代理 異議なしと認めます。よって議案第2号 農地法第4条の規定による2件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事送ることに決しました。

《議案第3号 農地法第5条 許可申請》

会長代理 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が2件提出されております。この議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第3号について、ご説明いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請です。

申請番号1番、権利の内容は所有権移転です。土地は〇〇町の田1筆、433㎡です。申請事由は子供があと数年経つと小学校に通い始めるが、現在住んでいる場所は浸水被害地域にある。家族で話し合った結果、安心して生活できる場所に家を新築することにした。一般住宅を予定されています。申請農地は農振除外地で、工事完了の時期は令和9年2月末となっています。

申請番号2番、権利の内容は所有権移転です。土地は〇〇町の田2筆、475㎡です。〇〇については457㎡の内330㎡の利用を予定されています。申請事由です。近隣において建設業を営業しており、駐車場及び資材置き場が必要となった。駐車場8台と資材置場を予定されております。農振除外地です。工事完了の時期は令和8年12月30日を予定されています。

以上 2 件、農地区分の該当事項及び許可基準の該当事項は、議案書記載の通りです。事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長代理 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明をお願いいたします。その説明を受けてから、質疑に入りたいと思います。
田代委員、お願いいたします。

〇〇番 1 番の件ですが、特に問題ないと判断し印鑑を押しました。以上です

会長代理 他ありませんか。地元委員さんの説明が終わりましたので、質疑を開始いたします。
何かございませんか。

(質疑なし)

会長代理 それでは質疑等もないようですので、議案第 3 号の質疑をとどめます。
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 2 件については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会長代理 異議なしと認めます。よって、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 2 件については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

——— 《議案第 4 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請》 ———

会長代理 次に、議案第 4 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。1 件提出されています。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 4 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について説明いたします。

5 ページをご覧ください。

申請番号 1 番、申請内容は農地転用許可後の事業計画変更承認申請となっています。土地は〇〇町の田 1 筆 612 m²です。申請事由は当初の計画では 2 区画を計画していたが、面積が広く金額が高くなり買い手がいなかった為、4 区画で区画を小さくし金額も抑えて販売したい。ということで施工前は〇〇

番地 1 農地のみを利用する計画でしたが、変更後は〇〇番地 1 の農地と 3 筆の宅地 267.56 m²を同時利用地として、合計面積 879.56 m²の 4 区画を計画されています。工事完了時期は令和 8 年 7 月 30 日となっています。農地区分の該当事項と許可基準の該当事項は記載のとおりです。事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長代理 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明をお願いいたします。その説明を受けてから、質疑に入りたいと思います。補足説明ありませんか。

(補足説明なし)

会長代理 補足説明はないようですので質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会長代理 それでは、質疑もないようですので、議案第 4 号の質疑をとどめます。議案第 4 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請については、本委員会については許可して差し支えないと意見を付けて佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会長代理 異議なしと認めます。よって、議案第 4 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請 1 件については、本委員会としては「許可しても差し支えない」と意見を付けて佐賀県知事へ送ることに決しました。

————— 《議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画（案）》 —————

会長代理 次に、議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画（案）について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画（案）について説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により、農業委員会の意見を聴取するものです。

1 ページをご覧ください。こちらに「令和 8 年度第 2 号利用集積等促進計画（案）」を記載しています。

2 ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

全体の合計といたしましては、田、新規 13 件、42 筆、28,047 m²。

再設定 51 件、91 筆、122,992 m²、となっています。

3 ページ以降に各町の詳細を記載しています。

また、利用権の解除については 29 ページに記載しておりますのでご確認ください。

以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長代理 事務局の説明が終わりました。議案第 5 号について、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会長代理 それでは、質疑もないようでございますので、議案第 5 号の質疑をとどめます。議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画 (案) について、原案どおり「意見なし」と回答することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会長代理 異議なしと認めます。よって、議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画 (案) については、原案どおり「意見なし」と回答することに決しました。

《議案第 6 号 武雄市非農地証明願申請》

会長代理 次に議案第 6 号 武雄市非農地証明について、を議題といたします。このことについて、1 件の証明願が提出されています。この議案について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 6 号について御説明いたします。資料は、議案書 6 ページです。申請番号 1 番、土地は〇〇町の畑 2 筆 63 m²と 29 m²合計の 82 m²となっております。農地でなくなった原因としては、昭和 60 年頃に駐車場を拡張し、駐車場及び進入路として利用している。事務処理要領の該当事項の第 5 号に該当するものと判断しております。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

会長代理 事務局の説明が終わりました。議案第 6 号について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

〇〇番 〇〇のお父さんが駐車場が狭いということで畑を埋め立てて間知ブロックを自分で積んで拡張されているところを記憶にあるのですが、許可とか当時は知らなかったのですが 3 月か 4 月に土地家屋調査士に頼んで測量をされて分筆もされ登記もされてるようです。以上です。

会長代理 地元委員の説明が終わりましたので、質疑を開始いたします。
何かございませんか。

(質疑なし)

会長代理 質疑も無いようですので、質疑をとどめます。
議案第6号 武雄市非農地証明につきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会長代理 異議なしと認めます。よって、議案第6号 武雄市非農地証明については、原案どおり証明することに決しました。

《閉 会》

会長代理 それでは以上をもちまして、本日、準備された議案につきましては、すべて終了しました。これをもちまして、令和8年5月の農業委員会総会を終わります。